

10月1日は法の日です

あ  
な  
た  
た  
も  
私  
も



裁  
判  
員

【パネルディスカッションのご案内】

入場無料

お申し込みは不要です。  
直接会場へお越しください。

- 日 時：10月1日(金) 午後6時～8時30分(午後5時30分開場)
- 場 所：大阪弁護士会館 6階大ホール

パネリスト/遙 洋子(タレント・作家)  
杉田宗久(大阪地方裁判所裁判官)  
中村好春(大阪地方検察庁検察官)  
西村 健(大阪弁護士会弁護士)

コーディネーター/丸田隆(関西学院大学教授)



主 催：大阪弁護士会

後 援：大阪地方裁判所、大阪地方検察庁、大阪府、大阪市

## ～裁判員制度始まる～

今年5月、裁判員法が成立し、5年以内に裁判員制度が実施されます。

市民が刑事裁判に参加して、被告人が有罪かどうか、有罪の場合にはどんな刑にするのかを裁判官と一緒に決めていく、これが裁判員制度です。

## ～わかりやすい・市民が参加しやすい裁判を～

裁判なんて難しくてわからない。法律用語も難解だし、何の予備知識もなく、本当にできるの？  
誰もが心配することではないでしょうか。

これまで裁判官・検察官・弁護士という法律の専門家の中で専門用語が飛び交っていた裁判が、市民にもわかりやすい裁判に変わろうとしています。

じゃあ、市民にわかりやすく参加しやすい裁判というのはどんな裁判なのでしょう。

市民参加と言われても・・・有罪かどうかの判断ってどうしたらいいの？

刑罰ってどうやって決めたらいいの？

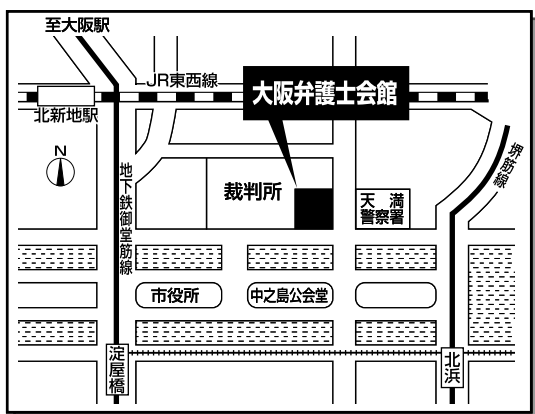
コーディネーターに関西学院大学の丸田隆教授をお迎えし、タレントの遙洋子さんをまじえて、現職の裁判官、検察官、弁護士がパネルディスカッション形式でわかりやすい裁判、市民が参加しやすい裁判員制度を市民のみなさんと一緒に考えていきます。

裁判員制度、担うのはあなた！

是非、会場へ足を運んで見て下さい。

裁判員への第一歩です。

### 大阪弁護士会館地図



(地下鉄・京阪電車「淀屋橋」「北浜」駅より徒歩8分)